

役員報酬規程

(財) 地球・人間環境フォーラム

第1条 常勤役員の報酬は、当財団の業務の性格及び支払能力等を勘案して、理事長が年俸をもって定める。

第2条 常勤役員の年俸は11,000千円以内とする。

第3条 常勤役員の報酬月額は、年俸の12分の1とする。

第4条 常勤役員のうち満65歳を超える者にかかる報酬については、相当の額を減額することができる。

- 付 則
- 1 この規程は、平成2年5月8日から適用する。
 - 2 この規程は、平成14年4月1日から適用する。
 - 3 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
 - 4 この規程は、平成17年4月1日から適用する。
 - 5 この規程は、平成20年4月1日から適用する。
 - 6 この規定は、平成21年4月1日から適用する。
 - 7 この規定は、平成21年10月1日から適用する。